

平成 27 年第 6 回玉城町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日 平成 27 年 12 月 9 日（水）
招集の場所 玉城町議会本会議場
開 議 平成 27 年 12 月 9 日（水）（午前 9 時 00 分）
出席議員 1 番 中村 長男 2 番 山口 和宏 3 番 竹内 正毅
4 番 中西 友子 5 番 前川さおり 6 番 小林 豊
7 番 井上 容子 8 番 北川 雅紀 9 番 北 守
10 番 坪井 信義 11 番 中瀬 信之 12 番 風口 尚
13 番 奥川 直人

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一 副町長 小林 一雄 教育長 山口 典郎
会計管理者 前田 浩三 総務課長 田間 宏紀 税務住民課長 北岡 明
生活福祉課長 中村 元紀 産業振興課長 中世古憲司 建設課長 中西 豊
教育事務局長 中西 元 上下水道課長 東 博明 病院老健事務局長 田村 優
総務課長補佐 里中 和樹 総合戦略課係長 中川 泰成 教育委員長 上村 直義
監査委員 中村 功

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同書記 宮本 尚美 同書記 田中孝佳吉

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第 74 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号））
- 第 5 議案第 75 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 76 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 77 号 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 78 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第 9 議案第 79 号 町税条例の一部を改正する条例の一部改正について

- 第10 議案第80号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について
- 第11 議案第81号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第12 議案第82号 平成27年度玉城町一般会計補正予算(第5号)
- 第13 議案第83号 平成27年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第14 議案第84号 平成27年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第2号)
- 第15 議案第85号 平成27年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)
- 第16 議案第86号 平成27年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第17 議案第87号 平成27年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)

開議の宣告

○議長(中瀬 信之) ただ今出席議員数は13名で、定足数に達しております。

よって、平成27年第6回玉城町議会定例会は成立いたしましたので開会します。

開会にあたり町長より定例会招集の挨拶があります。

町長 辻村修一君

定例会招集の挨拶

○町長(辻村 修一) 平成27年第6回玉城町議会定例会の開会に当たりまして、挨拶を申し上げます。議員のみな様方におかれましては、平素から玉城町政推進のために、格別のご支援を賜っておりますことを心から厚くお礼を申し上げます。また、本年は町制施行60周年の節目の年ということでございまして、いろいろな行事もたくさん開催をさせていただいておりますけど、議員の皆さんにおかれましても、積極的にご出席をいただいておりますことを厚くお礼申し上げる次第でございます。今期定例会では、主にご審議いただきます内容といたしましては、条例関係ではマイナンバー制度の施行に伴いますところの関係条例の制定、或いはその他の条例の一部改正、そして一般会計補正予算をはじめとする特別会計の補正予算、このことについて提案をさせていただいて、ご審議賜りたいという内容でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

会議録署名議員の指名

○議長(中瀬 信之) これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

3番 竹内 正毅 君 4番 中西 友子 君

の2名を指名いたします。

会期の決定

○議長(中瀬 信之) 次に、日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月17日までの9日間としたいと思います。ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から12月17日までの9日間に決定しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配付しました会期日程案のとおりですのでご了承願います。

諸報告

○議長(中瀬 信之) 次に、日程第3 諸報告をします。

監査委員から、報告第8号「平成27年度定期監査結果報告書」及び、報告第9号「平成27年8月分ないし平成27年10月分に関する例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配布しました。

また、別紙のとおり、平成28年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてのお願いが、公益社団法人 日本理科教育振興協会から提出されましたが、議会運営委員会で協議の結果、その写しを配布することとしましたのでご了承願います。以上で、諸報告を終わります。

議案の説明

○議長(中瀬 信之) 次に、日程第4 議案第74号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度玉城町一般会計補正予算(第4号))を議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

暫時休憩します。

(午前9時04分 休憩)

(午前9時08分 再開)

再開します。

遅れましたが、今期定例会に総合戦略課長が都合により出席できませんので、代わりに総合戦略課 中川係長が出席しておりますのでご報告いたします。

町長 辻村修一君

○町長(辻村 修一) 議案第74号 平成27年度玉城町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方創生に関連し国に申請しておりました「保健分野の人材確保に向けたひとり親移住・就業支援事業」および「伊勢志摩広域観光誘客力パワーアップ事業」が採択され、交付決定を受けました。また本事業については、今年度中の事業完了が不可欠であり、一刻も早く事業着手する必要があります。このことから議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により11月20日に専決処分したものでございます。

予算につきましては、歳入歳出それぞれ2021万2000円を追加し、歳入歳出予算総額を58億3640万4000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、副町長から説明いたさせます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之）副町長 小林一雄君

○副町長（小林 一雄）議案第74号 平成27年度玉城町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（中瀬 信之）提案理由の説明は終わりました。

これから、本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。発言を許します。

4番 小林 豊君

○4番（小林 豊）歳出の13委託料のところ、内容としてはコンサル経費ということでしたが、多額になってくるので、コンサル先とか、今、考えているところがあれば、お示し願いたいと思います。

○議長（中瀬 信之）副町長 小林一雄君

○副町長（小林 一雄）委託料それぞれ、いろんな課題、ニーズ調査、それからPRツアー、イベント、今後のビジネスモデルの検討をするコンサルティングということで、そういうふうなところのノウハウを特にまた、今回の場合は保健分野にたけたところがございまして、その分野にたけたところのコンサルティング業者につきまして、委託契約を結びたいと考えています。

○議長（中瀬 信之）4番 小林 豊君

○4番（小林 豊）そうすると具体的に現在めばしいところはないということでしょうか。

○議長（中瀬 信之）副町長 小林一雄君

○副町長（小林 一雄）これも専決処分をいただいております、早速事業をはじめなければならぬということで、昨日、プロポーザルを以って委託業者を決めさせていただきました。それで、5社を指名させていただきました、申し訳ないですけど3社がこの対応については辞退をするということで、2社のほうでそれぞれプロポーザルをやりまして1社のほうに決めさせていただきました。

○議長（中瀬 信之）4番 小林 豊君

○4番（小林 豊）決まっているんですしたら、ここで公表は、まだできないんでしょうか。

○議長（中瀬 信之）副町長 小林一雄君

○副町長（小林 一雄）ただ今、決裁中ですので決裁がおり次第、報告できるので、今現在はちょっと控えさせていただきます。

（「はいわかりました」の声あり）

○議長（中瀬 信之）他にありませんか。10番 坪井信義君

○10番(坪井 信義) 説明の中でニーズ調査等行うということでしたが、具体的にニーズ調査を行う相手方とか内容等をお示しをいただきたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 総合戦略課係長 中川泰成

○総合戦略課係長(中川 泰成) 先ほど、課題ニーズ調査の具体的な内容ということでご質問いただいたところですが、こちらにつきましては、今回、ひとり親というところと保健分野というところが大きな2つのポイントとなっております。ひとり親についてのニーズ調査をするために今回、東京圏での大きなサンプル数を広げたいということを考えておりますので、そういう団体であるとか、ウェブを使いましてそのニーズを調査したいと考えてますし、保険分野のほうにつきましては、いろいろな各種団体がございませ、そちらのほうのニーズを調査したい、ニーズの中身につきましては、こういった形で仕事を持ちたいと思っているかであるとか、こちらに移住する際の希望することであるとか、そういった内容について調査し、ビジネスモデル案につなげていくというのが今回の大きな目的となっておりますので、そういった内容の調査を行っていくということでございます。

○議長(中瀬 信之) 10番 坪井信義君

○10番(坪井 信義) それの具体的に実証される期間というのはどれくらいのスタンスで見られるのですか。

○議長(中瀬 信之) 総合戦略課係長 中川泰成

○総合戦略課係長(中川 泰成) 期間につきましては、今回冒頭で申し上げましたとおり、3月末までの事業実施ということでございますので、具体的にはひと月からひと半月程度の期間を以って調査をしたいと考えております。

○議長(中瀬 信之) 13番 奥川直人君

○13番(奥川 直人) 先ほど、ご答弁いただいたことなんですけども、ニーズ調査をするということで1674万円、これコンサルティングを含めてですけども、その費用というふうに先ほどの答弁では受け止められるわけなんですけども、要は私は1674万円は、今後、この事業をどう活かしていくかということも含めての予算だと、このように僕は認識しているんですけども、先ほどお聞きするなかでは、課題ニーズ、ビジネスモデル、PR、プロポーザルですか、こういったことを玉城町に来ていただくために、保健とかひとり親の方が活躍できるというような人を玉城へ来ていただくために、東京へ行ったりするよというふうに受け止められるんですけど、この委託料の範囲としましては、どの辺のレベルまで、人はひとり親の方を来てもらう、その方が玉城町へ住んでもらって、そして健康福祉の活動をしていただいて、そして玉城町を発展するという大きな流れの委託なのか、この辺の考えかたをお聞きしたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 副町長 小林一雄君

○副町長(小林 一雄) この委託、コンサルティングにつきましては、先ほど担当しております中川のほうから答えさせていただいていますように、それぞれの分野に対します

ニーズ調査、こちらへ来ていただくような、そして玉城町を見ていただくようなツアーと、今後、ビジネスモデルとしてどのような形でこの事業を来年度以降、展開していけばいいかというようなどのアドバイスをいただくということでの委託料という形になっております。当然、いろんな検討に対しましては、今後研究会を立ち上げまして、その中でいろいろ研究をするわけですが、その研究会に対しまして、いろんなアドバイス、それから実践的な部分ということで委託を考えております。

○議長（中瀬 信之）13番 奥川直人君

○13番（奥川 直人）了解です。そうしますと総額で2021万2000円は投資と考えれば、コンサルタント料を含めて、結果を出せるところまで、このコンサルティングをしていただくのか、基本的には企画だけですけれど、我々の玉城町の予算の中で執行するわけですから、結果が出せるという見込みもあるということになるわけですかね。難しいですか。ようは投資したものをこの「ひとり親移住・就業支援業務委託料」という形でコンサルティング受けますけど、そのコンサルティング受けた中で、結果はこう出すというところまでの指導を受けるか、この辺をお聞きします。

○議長（中瀬 信之）副町長 小林一雄君

○副町長（小林 一雄）最終的には28年度以降において、ビジネスモデルとして立ち上り、玉城町のほうにKPIのほうで5名程度の移住があればというふうなことを考えて、この交付金事業を申請しておるわけでございますので、その辺の最終的なそういうふうな移住者があって、玉城町の人口減とか、保健分野に関しましての健康寿命を伸ばすような施策のほうに結び付けていくということで考えております。

○議長（中瀬 信之）9番 北 守君

○9番（北 守）旅費に絡めてお伺いしたいんですが、この事業というのは先ほども副町長のほうから説明があったように地域住民活性化、地域住民生活等の緊急支援事業ということで国の地域創生の一貫事業であるということで説明を受けて、保健分野での玉城町は採択を受けたというふうなニュアンスで私は受けとらしてもらったんですけども、この旅費の中で42万というは非常に大きな額ですけども、先ほどの理論を含めて、例えばニーズ調査で1ヶ月半ぐらいをかけてやるということになれば、旅費は東京、或いは先進地ということで、一応、盛ってもらってあるんですけども、いつ頃からこの首都圏へ出入りされるのか、ニーズ調査が終わってからされるのか、その点お伺いしたいのと、1名の旅費ではないと思うんですけども、複数の旅費を盛ってあるのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之）総合戦略課係長 中川泰成

○総合戦略課係長（中川 泰成）旅費についてのご質問をいただきました、今回こちらの旅費の中で東京首都圏への出張の分と先進地の分ということで計上させていただいておりますが、東京出張については8人分ということで計上させていただいております。

また、アンケート、ヒヤリングに関しましては、委託料の中に含んでおりまして、私

たちが、こちらの東京へ出張するのは、ポイント、ポイントでの出張になろうかと思えます。実際、いつ頃からかというお尋ねもいただいたところなんですが、年明け早々に打合わせも含めて、PRイベントを東京で開催するというにしていますので、そういう意味での東京出張といいますか、東京首都圏へ出張というのが見込まれているということでございます。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君

○9番（北 守） 年明けということで、8名、これ延べ人数なのか、回数がわからなかったのですが、随時というふうに解釈させてもらってよろしいですか。必要に応じて行っていただくということで盛ったわけなんですけども、この事業というのは国の事業でございますということで説明を受けておりますので、3月31日までに完了せないかんということですので、その点、見通しとして非常に事務方も厳しい動きをせないかんと思っているわけなんですけど、その点のスケジュールについてはやり遂げる自信はあるかどうかお聞きします。

○議長（中瀬 信之） 副町長 小林一雄君

○副町長（小林 一雄） 先ほどの北議員のご質問でございますけども、当然、国の交付金事業として、3月31日までの事業ということで、交付決定を受けて、今後進めていきますので、年度内には達成するように努力をいたします。

○議長（中瀬 信之） 他にありませんか。8番 北川雅紀君

○8番（北川 雅紀） 1つだけ、やる目的ですね、それをまだ話されていないような感じがしますので、観光のほうはサミットとかがあって外国人の対応とか、ホームページで言うのを観光に結びつけるというのはわかるんですが、この「ひとり親の保健師」というのは何を目的に、玉城町が人口が減っていくので増やしたいのか、それとも、職員になるわけではありませぬので、保健師が足らんからという理論はちょっと違うと思うんで、何を目的として、2000万余りの税金を使って、職員とかも色々な莫大な日数を使ってその業務をするのか、何を狙っているのか、それだけ、一般質問をする前に承認があるので聞きます。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一） 国の事業という議員からの質問ありましたけど、あくまでも町が主体的に町の将来を考えて、国に提案をして、それが採択になったということで、あくまでも町が主体でやっていくということでもあります。そしてそれに国が100%のお金を付けてくれたということです。なんでやるのかということですね。これは玉城町の場合考えますと、三重県で一番人口が減少しない町でありますけど、将来眺めますと玉城町も人口減少していく、周りの近隣の町はもっともっと人口減少していく、だから、それを分析するとどういうことになっているのかということです。なぜ、2025年、2040年、2060年に酷いところで、具体的にそうっておりますけど、今の人口の3分の1ぐらいになっていく傾向にあるわけです。それを分析すると、特に20代、30代、40代の女性の

方が少ないというふうなことでありますから、いかに女性の方が地域に残っていただき活躍していただく、そういう社会を創っていく。もう1つはやはり高齢化もどんどん進んでいるという実態ですから、そのために、その地域で医療福祉、その部分の人材を確保していくのか、という考え方でございまして、国においても母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法というのが2年前に制定をされておりますし、あるいはまた、特に今の実態は、どんどんと一人親が増えておるといふ社会状況でありますから、そういったところで意欲のある女性に地方で活躍していただく、それが必要ではないかという考え方でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之）他にありませんか。3番 竹内正毅君

○3番（竹内 正毅）今まで、聞いておりました中で、この2000万という金を3月末までに使い切るということが前提となっているかと思えます。そこで、この各区分、旅費、11、12、委託料、負担金及び交付金に対して、どういうふうな戦法で書かれておるかということがあるかと思うんで教えていただきたいと思えます。

○議長（中瀬 信之）暫時休憩します。

（午前9時31分 休憩）

（午前9時33分 再開）

○議長（中瀬 信之）再開します。総合戦略課係長 中川泰成

○総合戦略課係長（中川 泰成）竹内議員からスケジュールについての工程管理と申すでしょうか、ご質問いただきました。副町長の補足説明の中で4つのことをやっていくというようなこともお話しさせていただきましたので、その項目ごとに大まかなスケジュールを申し上げたいと思えます。

まず、研究会の企画運営というのがありました。まずは年内に立ち上げを行いまして、3月末まで、全4回から6回程度の会議を予定しております。ですので、1月2月3月、各1回ないし2回ずつやるということでございます。それから課題ニーズ調査に関しましては、年内にアンケートの項目を設定させていただき予定でございます。先程もご質問をいただいておりますけれども、その内容について協議をして、次につなげるような項目で実施をする。実施については1月から2月にかけて実際アンケートを実施し、2月の中旬以降で取りまとめを行うということでございます。それから、ヒヤリングを実施をするということも申し上げました。ヒヤリングについても年明け1月早々から2月にかけてアンケートと重なるような形で実施をしたいと考えております。それからPRツアーイベントに関しましては、年内に企画を作成しまして、3月上旬に説明会を行い、下旬、春休みになろうかと思えますが、そのあたりでPR、玉城町の方にお越をいただくという事業を予定してございます。それから、受け入れ事業モデル案の検討というのは、研究会のほうで実施をしていきますので、計画を通じて3月末まで検討をしていく、ということ3月末で報告を作成をし、次年度へ繋げていくということで考えています。大きな流れ、こういったことでございまして、それに併せて、たとえば事業用ですと、

イベントツアーにかかるような事業用消耗品を予定しておりますし、旅費に関しましては、タイミングタイミングでの出張を予定しておると、こんなスケジュール感でございます。以上でございます。

○議長（中瀬 信之）他にありませんか。3番 竹内正毅君

○3番（竹内 正毅）そうすると3月末までには5名程度の募集が確定されるということになるわけですね。

○議長（中瀬 信之）総合戦略課係長 中川泰成

○総合戦略課係長（中川 泰成）今回のこの事業に関しましては、奥川議員からもありましたけど、少し長いスパンで考えていまして、実際、ビジネスモデルがあつて、就業されるというのは次年度以降になります。竹内議員がおっしゃられました5名というのは、まずは玉城町を知ってもらふ、そういう気のある方たちが玉城町にお越をいただくという、体験に来ていただく、PRに参加していただく方が5名ということで、目標をもっているところでございまして、その方が即そのまま、玉城で就業されるということでございませぬのでご承知ください。以上です。

○議長（中瀬 信之）他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これで討論を終ります。

これから、議案第74号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度玉城町一般会計補正予算（第4号））を採決します。

議案第74号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度玉城町一般会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

「挙手全員」です。

したがって、議案第74号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度玉城町一般会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第5 議案第75号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ないし日程第9 議案第79号 町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを一括議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）議案第 75 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定を踏まえ、国民健康保険料と介護保険料に係る申請事項に個人番号を加える必要があるため制定しようとするものであります。

なお、詳細は、総務課長から説明させます。

次に議案第 76 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、前議案同様「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い、同法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める必要があるため制定しようとするものであります。

なお、詳細は、総務課長から説明させます。

次に議案第 77 号 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、「地方公務員災害補償法施行令」の改正に伴い、傷病補償年金等について他の法令による給付との併給調整に係る規定を整備する必要があることから、本条例の一部改正をしようとするものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

次に議案第 78 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の改正に伴い、傷病補償年金等について他の法令による給付との併給調整に係る規定を整備する必要があることから、本条例の一部改正をしようとするものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

議案第 79 号 町税条例の一部を改正する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成 27 年 9 月議会におきまして、社会保障制度・税番号制度の施行に伴い町税条例の一部を改正いたしました。制度の見直しが随時行われ、今回その見直しに伴い改正条文の不要な字句について削除を行うものです。

なお、補足は省略させていただきます。

なにとぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中瀬 信之）総務課長 田間宏紀君

○総務課長（田間 宏紀）議案第 75 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は町長説明のとおりマイナンバー法、この条例では番号法と読み替えをいたしておりますが、この法律による社会保障税番号制度が 10 月から始まり来年 1 月運用されるに伴い条例整備をする必要があるものであり、番号法第 19 条第 7 号 別表第 2 に定める事務において、個人番号を利用することができることとされていることから、国民健康保険条例、介護保険条例の一部を改正するものでございます。それでは、条例改正議案書 3 ページの方をお開きいただきますようお願い申し上げます。

まず第 1 条および第 2 条のほうは国民健康保険条例、第 3 条および第 4 条が介護保険条例の改正で、第 1 条、第 3 条におきまして、氏名および住所に個人番号を加える条文改正、そして第 2 条および第 4 条では情報連携、ネットワーク利用開始に伴い証明する書類の添付を削除する条文でございます。なお、附則におきまして第 1 条及び第 3 条が番号法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日、平成 28 年 1 月 1 日、又、第 2 条及び第 4 号が番号法附則第 1 条第 5 条に規定によるもので平成 29 年 7 月に予定をいたしておるところでございます。

続きまして議案第 76 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。先の議案第 75 号同様、番号法施行に伴い条例整備を必要とするものであり、番号法第 9 条第 2 項の規定に社会保障税災害対策に関連する事務であって、条例で定める事務の処理において必要な限度で個人番号を利用することができることとされ、また、法第 19 条、第 9 号では条例で定めることにより、地方公共団体が当該地方公共団体の他の執行機関に個人番号を含む個人情報を提供することができることとされています。玉城町では番号法第 5 条に規定される番号法の理念に則った自主的な施策の推進といった法の要請に基づき、条例制定を行うものであり、国が推進する社会保障税番号制度の趣旨である行政の効率化、国民の利便性控除、公平公正な社会の実現に向けた取り組みを推進するものであります。

それでは議案書 7 ページのほうをお開きいただきたいと思います。

第 1 条におきましては、先に申し上げました趣旨を明記をいたしております。第 2 条におきまして、第 1 号では個人番号、第 2 号、特定個人情報、第 3 号、個人番利用事務実施者、第 4 号で情報提供ネットワークシステムを定義として明記をし、第 3 条では、町の責務といたしまして適正な取扱いを確保するための措置、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するとうたっております。第 4 条では個人番号の利用範囲を示したものでございまして、別表第 1、別表第 2 により表の事

務欄に記載した事務に利用するものでございます。具体的にはおめくりをいただきまして9ページ別表のほうをお願いをいたします。別表第1で福祉医療費の助成に関する条例の1が障がい者、2で、一人親家庭等の母、または父および児童、3で子どもの医療費の受給資格の認定および更新事務に利用ということでございます。別表2で、その事務にかかる特定個人情報の利用情報の限度を明記してございます。この条例の施行につきましては、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日、平成28年1月1日といたしております。以上簡単でございますが、議案第75号、76号の補足説明といたします。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之） 提案理由の説明は終わりました。

次に日程第10、議案第80号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について 及び、日程第11 議案第81号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを一括議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一） 議案第80号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成28年3月31日をもって菊狭間環境整備施設組合が解散するため、三重県市町公平委員会から脱退し共同設置する地方公共団体の数を減少させることについて、議会の議決を求めるものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に議案第81号 三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

本議案は、前議案同様、菊狭間環境整備施設組合の解散に伴う脱退により、三重県市町公平委員会共同設置規約別表から削除することについて、議会の議決を求めるものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。以上よろしくお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第12 議案第82号 平成27年度玉城町一般会計補正予算(第5号)ないし日程第17 議案第87号 平成27年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)を一括議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一） 議案第82号 平成27年度玉城町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、地域活性化対策事業基金、ふるさと応援基金への積立、国民健康

保険特別会計への法定繰り出し、心身障害者福祉費扶助費の増額、道路新設改良費の委託料、工事請負費の減額が主なものであります。歳入歳出それぞれ 7229 万 6000 円を増額し、予算総額を 59 億 870 万円とするものであります。

その概要は、歳入につきましては、地方消費税交付金、保育所入所負担金、国庫支出金、県支出金、ふるさと応援寄付金、ふるさと応援寄付金からの繰入金、諸収入の増額と町債の減額補正であります。

歳出につきましては、総務費で活性化対策事業基金・ふるさと応援基金への積立金を増額計上しております。民生費では国民健康保険特別会計への法定繰出、心身障害者福祉費扶助費を増額計上しております。農林水産費では農業集落育成交付金を新規計上し、土地基盤整備事業工事請負費を増額計上しております。商工費では、ふるさと寄付金報償費、山村振興事業特別会計繰出金を増額計上しております。土木費では道路新設改良費の測量設計委託料、道路改良等工事請負費を減額計上しております。教育費では、来年度教科書改訂に伴う教諭用教科書、指導書及びデジタル教科書経費を学校管理費消耗品費へ増額、また、城跡をもっと彩れるようにといただいたご寄付を文化財費の原材料費へ増額計上しております。諸支出金では、公共下水道事業 4 条会計繰出金を減額計上しております。

なお、詳細は、副町長から説明させます。

次に議案第 83 号 平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 2192 万 9000 円を増額し、予算総額を 18 億 9686 万 2000 円とするものであります。

歳入の主なものといたしまして、一般会計繰入金で保険者支援にかかる繰入金の増額であります。歳出では、総務管理費のほか、今後の不測の支出に備えた予備費の増額が主なものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明させます。

次に議案第 84 号 平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 305 万 7000 円を増額し、予算総額を 6435 万 9000 円とするものであります。

これは、平成 28 年度に予定しております、ふれあいの館改修工事に伴う基本設計業務にかかる予算を計上するものであります。

なお、詳細は、産業振興課長から説明させます。

次に議案第 85 号 平成 27 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 1 号）について提案

理由を申し上げます。

今回の補正予算は、資本的支出におきまして、建設改良費を 197 万 4000 円を増額し、支出予算総額を 3939 万 7000 円とするものであります。

今回の建設改良費につきましては、人間ドック等の健診事業を充実するために、内視鏡上部消化管汎用ビデオスコープを購入する機械器具備品購入費であります。

なお、3 ページに実施計画、4 ページにこの会計の予定キャッシュ・フロー計算書を掲載しておりますので、ご高覧たまわりますようお願い申し上げます。

なお、補足は省略させていただきます。

次に議案第 86 号 平成 27 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収支において、収入で営業外収益を 11 万 2000 円増額して、収入予算総額を 3 億 1301 万 6000 円とし、支出では営業費用を 136 万 2000 円減額、特別損失を 776 万 2000 円増額して、支出予算総額を 2 億 8380 万 3000 円とするものであります。

また、資本的収支において、収入で分担金を 1575 万円減額して、収入予算総額を 4782 万 4000 円とし、支出で建設改良費を 5244 万 8000 円減額、固定資産購入費で 3 万 8000 円減額して、支出予算総額を 2 億 4974 万 5000 円とするものであります。

なお、詳細は、上下水道課長から説明させます。

次に議案第 87 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収支において、収入の営業外収益で 508 万 4000 円を増額して、収入予算総額を 3 億 9242 万 2000 円とし、支出の営業費用で同額の 508 万 4 千円を増額計上して、支出予算総額を 5 億 2847 万 8000 円としております。

また、資本的収支において、事業費の精査により、収入で企業債及び補助金の減額、負担金の増額で差引 9654 万 8000 円を減額し、支出の建設改良費で同額の 9654 万 8000 円を減額して、収入支出予算総額を 7 億 8203 万 4000 円としております。

なお、詳細は、上下水道課長から説明させます。(00 : 56 : 18)

○町長（辻村 修一）副町長 小林一雄君

○副町長（小林 一雄）議案第 82 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（中瀬 信之）補足説明の途中ではありますが、ここで 10 分間休憩をします。

（午前 10 時 08 分 休憩）

(午前 10 時 19 分 再開)

○議長（中瀬 信之）再開します。補足説明を続けます。

生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）それでは所管いたします議案第 83 号 平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長（中瀬 信之）産業振興課長 中世古憲司君

○産業振興課長（中世古憲司）それでは、産業振興課が所管いたします、議案第 84 号 平成 27 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 2 号）について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長（中瀬 信之）上下水道課長 東 博明君

○上下水道課長（東 博明）所管いたします、議案第 86 号及び議案第 87 号の補足説明を申し上げます。

最初に議案第 86 号 平成 27 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 1 号）の補足説明をいたします。

(予算書朗読方々説明する)

次に議案第 87 号 平成 27 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）の補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長（中瀬 信之）提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日 10 日は、午前 9 時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

(午前 10 時 30 分 散会)